



## カリキュラム随想

基本看護教育(Basic Nursing Education)について

厚生省医務局看護参事官 金子 光

思い出せば10年前、保健婦助産婦看護婦法が制定されて、看護は独立した専門職業として医師を助け患者の健康回復に貢献するものであるという、当時としては、否、日本としては画期的な方針を打ち出し、これに基づいて新しく出発した看護教育は、従来の片手間式徒弟教育のあり方を廃止し、学校教育による組織的教育を行なうことと決り、教育課程の最低の基準というものが検討され、文部厚生両省の共同省令で、「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則」が制定されました。

その後、今日までの間に、ごく一部の変更があり、精神科の実習を看護婦教育課程に加え、科目の表現を多少直したものもありますが、根本的には改正はなく現在に至っております。当時、このカリキュラムを決めた時には、かなり批判がありました。社会学、教育学など、何のために必要なのか、看護婦で教師になれる者がいるのかなど、そして更に基本的なものとしては、3年間も必要なのか、何を教えようというのだ、といったことなのでした。

しかし、占領時代のことであり、表面化した声にはならなかったままに、とにかく看護婦達は真剣に、力一杯努力をつづけたものでした。そしてその後、平和条約の締結と共に復古調になった頃、看護教育のあり方にもその風は吹きつけてきましたが、すでにその頃は新しい卒業生が、よい仕事をしてくれていましたので、事実は何よりも強く、そのまま押しきって今日になってみますと、世の中はすすみますし、社会的要望も高まってきて、10年前の考え方ではいさかかしっくりしなくなってきており、かつは不十分にさえなっていることがわかってきました。

10年間の歩みというものは大したものだと思います。文化もすすみました。看護教育も進歩しました。直接教育事業に関係なさった方々のため、まぬご精進と努力には、心から敬意を表します。さて、その看護教育にたず

さわる人々が、誰彼ということなく、ここ1~2年の間に、現在の教育のあり方に疑問をもち、改める必要があると考えるようになってきています。何をどのように、ということはそれぞれ検討されていることはと思いますが、考えなくてはならないことは基本的な問題でありましょう。

どのような看護婦をつくりたいのか、何を看護婦に求めるのか、その目的をまずはっきり考えてみることです。そしてその目的の達成されるために、どんな目標を用意する必要があるかということ、そして次にはそのためにはどんな教育を、すなわち、何を教えるべきか、どの範囲に、そしてどの程度に、ということ、そしてそこで最終的に必要な学科目と授業時間数とが考えられて、カリキュラムがきまるのだと思います。

“看護婦は自分で看護することはできるが教えることはあまりできない”……これは指導的でないこと、すなわち指導力の問題です。“看護婦はきまったことをすることは上手だが、自分からつくり出したり考え出したりすることは得手でない”……これは応用力、企画性の問題です。

これらの声に私共は謙虚に耳を傾けるべきでありましょう。

昨年度開催した看護学校養成所長会議で、看護学校長先生方はいみじくもおっしゃった。曰く。

“看護婦の教育は専門職業教育というよりは、徒弟的教育の傾向が強いのではないかと、指導者となるべき看護婦の教育なら、もっと社会人としての人間教育に力を注ぐ必要がある。”

“専門職業としての教養が不足だ”など、私はこれらの御意見をどんなにうれしく聞いたことでしょう。

“看護婦だけをなぜ他の教育と別にして、特別扱いをするのか”

“給費制教育によるコンプレックスから生ずる看護婦の自覚性の不足はないか”

“寄宿舎に強制収容することからくる社会性の不足はおこらないか”

これらの問題もカリキュラムの検討と決して別の問題とはいえない。表裏一体のもの、むしろより重要な要素なのであるともいえましょう。

10年ひとくぎり、看護婦自身はもとより、その他の関係者も、看護婦の教育について一緒に、まじめに、そして真剣に考え、検討を加えるようになり、なりましたことは、看護に対する認識の高まってきたことを示すもので、大きな進歩であります。今後のそのゆき方に大きな期待と希望とを抱く昨今です。